

ニデックテクノモータ株式会社に対する勧告について

令和 6 年 3 月 2 5 日

公 正 取 引 委 員 会

公正取引委員会は、ニデックテクノモータ株式会社（以下「ニデックテクノモータ」という。）に対し調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第 4 条第 2 項第 3 号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）の規定に違反する行為が認められたので、本日、下請法第 7 条第 3 項の規定に基づき、同社に対し勧告を行った。

1 違反行為者の概要

法 人 番 号	1 1 3 0 0 0 1 0 4 4 1 8 0
名 称	ニデックテクノモータ株式会社
本店所在地	京都市南区久世殿城町 3 3 8 番地
代 表 者	代表取締役 畑中 茂宏
事業の概要	産業用モータの製造販売
資 本 金	2 5 億円

2 違反事実の概要

- (1) ニデックテクノモータは、資本金の額が 3 億円以下の法人たる事業者に対し、自社が製造販売する産業用モータの部品の製造を委託している（これらの事業者を以下「下請事業者」という。）。
- (2) ニデックテクノモータは、下請事業者に対して自社等が所有する金型、木型、樹脂型、治具及び部品の製造設備（以下「金型等」という。）を貸与していたところ、合計 6 0 0 個の金型等について、遅くとも令和 4 年 5 月 1 日以降、次回以降の具体的な発注時期を示せない状態になっていたにもかかわらず、下請事業者に対し、引き続き、無償で保管させるとともに金型等の現状確認等の棚卸し作業を 1 年間当たり 2 回行わせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者 4 4 名）。
- (3) ニデックテクノモータは、令和 6 年 3 月 7 日までに、前記 6 0 0 個の全ての金型等を回収又は廃棄している。

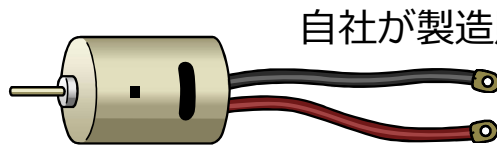
問い合わせ先	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所下請課 電話 06-6941-2176（直通） 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室 電話 03-3581-3374（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

- (4) ニデックテクノモータは、下請事業者に対し、金型保管サービス提供事業者の価格例等を提示して協議を行った上で、令和6年3月7日までに、無償で金型等を保管させるとともに棚卸し作業を行わせたことによる費用に相当する額として総額1812万4480円を支払っている。

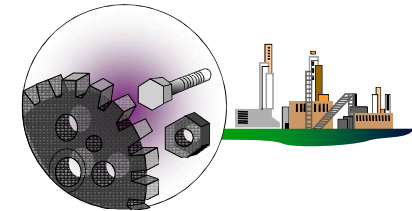
3 勧告の概要

- (1) ニデックテクノモータは、次の事項を取締役会の決議により確認すること。
- ア 前記2(2)の行為が下請法第4条第2項第3号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること
 - イ 今後、自己のために経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害さないこと
- (2) ニデックテクノモータは、今後、下請法に違反することがないように、次の対応を採るなど社内遵法管理体制の整備のために必要な措置を講ずること。
- ア 法務担当者による下請法の遵守状況についての定期的な監査
 - イ 役員及び発注担当者に対する下請法遵守のための定期的な研修
- (3) ニデックテクノモータは、次の事項を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。
- ア 下請事業者に対し、自己のために提供させていた役務に要した費用相当額を支払ったこと
 - イ 前記(1)及び(2)に基づいて採った措置
- (4) ニデックテクノモータは、次の事項を取引先下請事業者に通知すること。
- ア 下請事業者に対し、自己のために提供させていた役務に要した費用相当額を支払ったこと
 - イ 前記(1)から(3)までに基づいて採った措置
- (5) ニデックテクノモータは、前記(1)から(4)までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

●下請取引の内容



自社が製造販売する産業用モータの部品の製造を委託



産業用モータの部品の製造を委託する際に、ニデックテクノモータ(株)等が所有する金型、木型、樹脂型、治具及び部品の製造設備（以下「金型等」という。）を貸与



（産業用モータに用いられる部品の製造）
下請事業者（44名）

●違反行為の概要（不当な経済上の利益の提供要請）

ニデックテクノモータ(株)は、下請事業者との取引に関して、**自社等が所有する金型等を貸与していたところ、当該金型等について、次回以降の具体的な発注時期を示せない状態になっていたにもかかわらず、なお下請事業者に無償で保管させ続けるとともに、金型等の現状確認等の棚卸し作業を毎年2回行わせていた（下請事業者44名・金型等600個）。**

※ ニデックテクノモータ(株)は、下請事業者44名に対し、**金型保管サービス提供事業者の価格例等を提示して協議した上で、無償で金型等を保管させるとともに棚卸し作業を行わせたことによる費用に相当する額（1812万4480円）を支払っている。**



公正取引委員会からの勧告の内容

- 今後、不当な経済上の利益の提供要請（※）を行わないことを取締役会の決議で確認すること
- 下請法の社内遵法管理体制を整備すること など

※【参考】下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準
違反行為事例7-5（型・治具の無償保管要請）

- (2) 親事業者は、自動車用部品の製造を委託している下請事業者に対し、自社が所有する金型、木型等の型・治具を貸与しているところ、当該自動車用部品の製造を大量に発注する時期を終えた後、当該部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、無償で金型、木型等の型・治具を保管させた。

1 下請法の概要

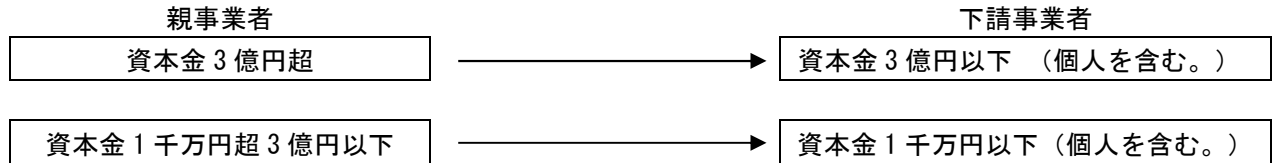
参 考

○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

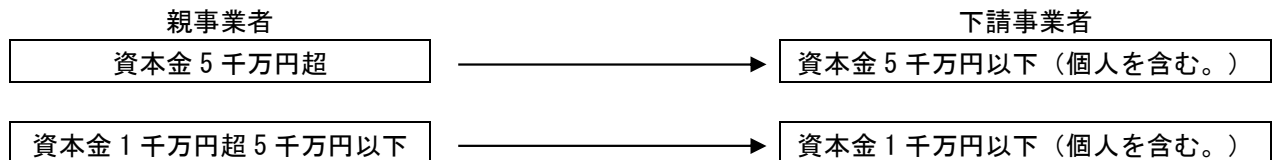
a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム

政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



○ 親事業者の義務（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）及び禁止事項（第4条第1項、第2項）

a. 義務

- (7) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

b. 禁止事項

- (7) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品の禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (セ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

2 参照条文

○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年法律第二百十号）

（定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託することをいう。

2～6 （略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号並びに次項第一号及び第二号において同じ。）をするもの

二～四 （略）

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

二～四 （略）

9、10 （略）

（親事業者の遵守事項）

第四条 （略）

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号を除く。）に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

一、二 （略）

三 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

四 （略）

（勧告）

第七条 （略）

2 （略）

3 公正取引委員会は、親事業者について第四条第二項各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその下請事業者の利益を保護するため必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。